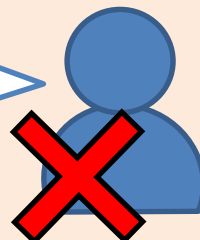


すべての職員の方へ

- ◆ 国家公務員及びOBには、再就職に関し、3種類の行為の規制と、再就職の届出の義務がかかります（別紙参照）
- ◆ 自らが転職や再就職を予定していない場合でも、**あっせん規制**についてよく理解しておく必要があります

（OBのAさんを雇用したいと考えている企業・団体にAさんの状況を問われて）
Aさんは前職を退任すると言っていましたので、今仕事がないんだと思います



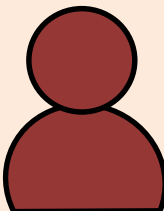
違反者

再就職させることを目的としていることを直接示す発言等を行って
いなくても、**複数の行為を総合的にみて、あっせん規制違反が認定**
された事例があります。

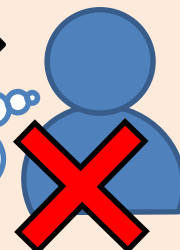
企業・団体



仲介者

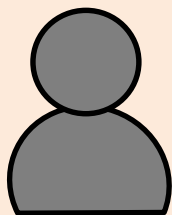


国家公務員が直接
情報のやり取りを
しなければ大丈夫



違反者

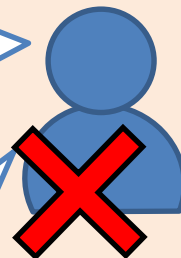
再就職あっせんのための情報のやり取りを、**国家公務員ではない者**
に仲介させて規制を逃れようとしたものの、**あっせん規制違反が認定**
された事例があります。



〇〇のポスト
に就ける人を探しているの
で、推薦してく
ださい

OBのBさんは適任
ですよ

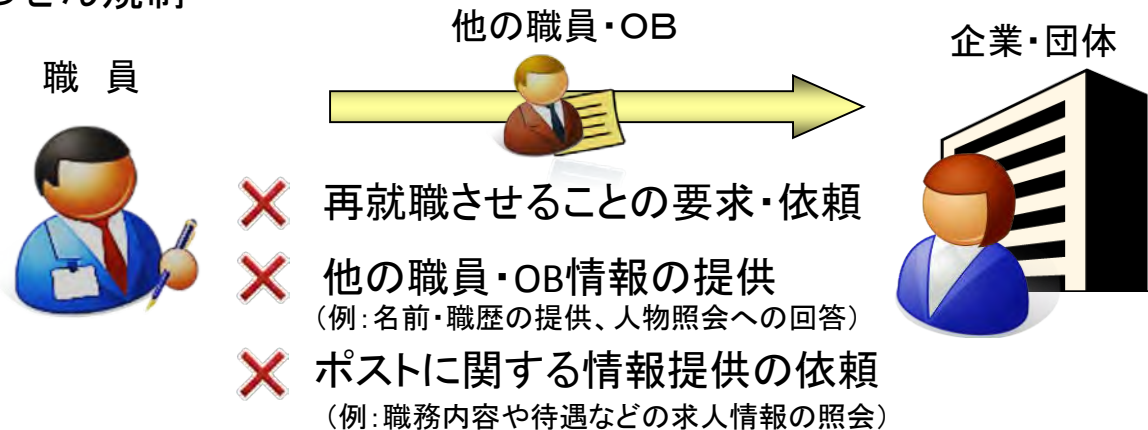
具体的な職務内容
や処遇を教えてください



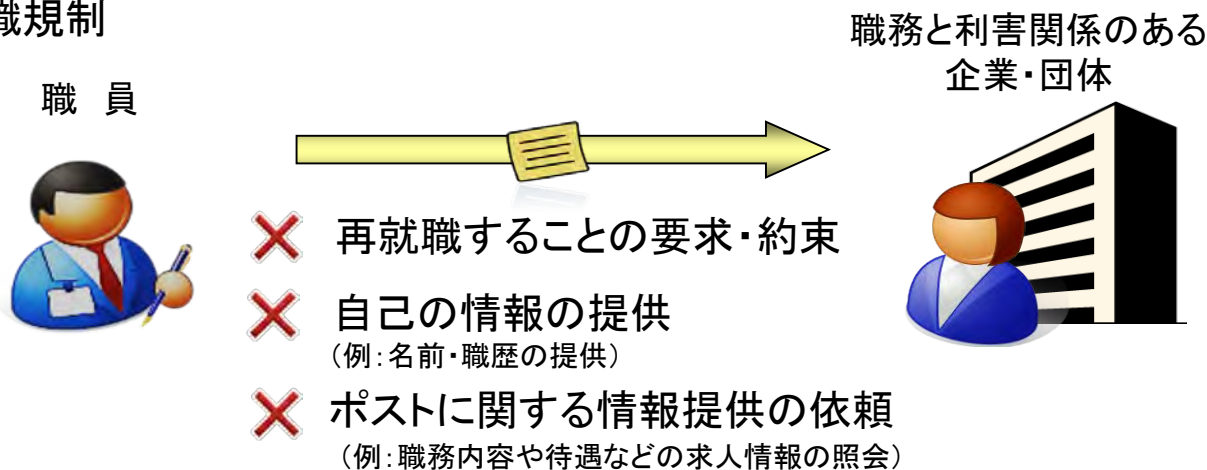
違反者

主体的なあっせんではなかったものの、**情報提供を頼まれて協力し**
たために、あっせん規制違反が認定された事例があります。このよう
な違反は、人事担当職員でなくても、よく認識せずに行ってしまう場
合があります。

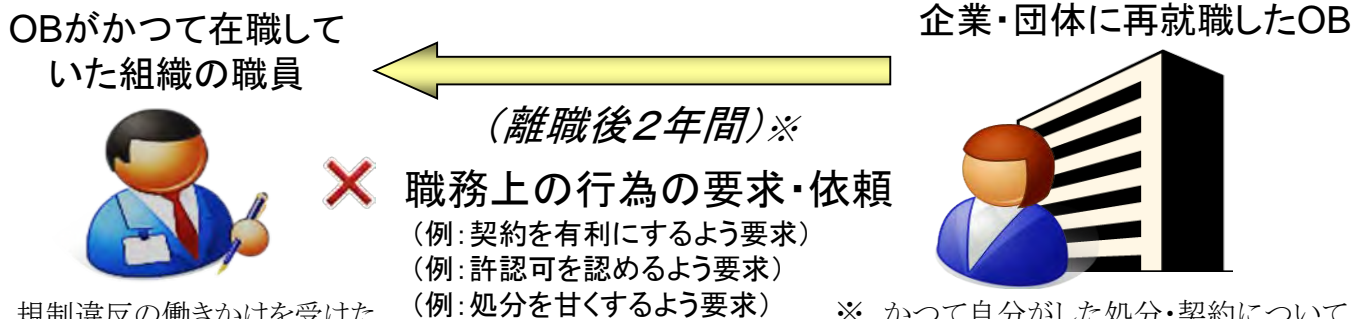
◆ あっせん規制



◆ 求職規制



◆ OBによる口利き(働きかけ)規制



→ 規制違反の働きかけを受けた職員は届出を行う

※ かつて自分がした処分・契約についての口利きは無期限に禁止

【規制に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

国家公務員法の再就職の届出義務

◆ 在職中の約束の届出

職員（役職を問わずすべての者）は、在職中に営利企業又は非営利団体への再就職の約束をした場合には、所定の様式で、届出を行う必要があります。（約束をした日から1週間以内を目安に提出）

◆ 離職後の事前届出

管理職職員（注）であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、独立行政法人などの国と密接な関係のある法人に役員等として再就職することとなった場合（上記届出を行った場合を除く）には、所定の様式で、届出を行う必要があります。（再就職日より前に提出）

◆ 離職後の事後届出

管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職した場合（上記届出を行った場合を除く）には、所定の様式で、届出を行う必要があります。なお、企業・団体への再就職だけでなく、自営業や自由業に就いた場合も届出が必要です。（再就職日から1か月以内を目安に提出）

（注）「管理職職員」に該当する職員については、適用俸給表等に応じて定められています（例：行政職（一）の場合は7級二種以上）。

【届出義務に違反した場合】

○ 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象

※ 届出が必要か判断に迷う等の場合は、まずは、所属する府省等の人事担当部局にお尋ねください。

くわしくは、内閣人事局のウェブサイトに掲載している『**国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」**』や「**再就職情報の届出に関するQ&A**」をご覧ください。

【内閣人事局ウェブサイト】

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html



内閣人事局 再就職

検索

内閣官房

内閣官房について 会見・発表 政策・制度 情報提供

トップページ > 内閣官房の概要 > 内閣人事局 > 国家公務員の人事行政 > 国家公務員の退職管理・再就職等規制について

国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」

【再就職等規制関係】

- 国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」
- すべての職員の方へ
- 転職や再就職のために求職活動を行うようとする職員の方へ
- 国家公務員を退職したOBの方へ
- 国家公務員OBを採用しようとお考えの企業・団体の方へ
- 再就職等規制に関する具体的な注視点

【再就職情報の届出関係】

- 届出様式、マニュアル、Q&A、同じ日に同業に関係がある公益法人について
- 平成30年1月以降の再就職情報の届出申請の取扱いについて

令和五年10月 内閣官房内閣人事局

国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」

国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」

【連絡先】

内閣官房内閣人事局 退職管理担当 03-6257-3765(直通)

よくある質問は次のページ



一度でも管理職職員であったことがある全ての方へ

<届出に関するよくある質問>

※ 以下で「届出」は、「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を指します。なお、管理職職員として「在職中の約束の届出」をした場合は、当該再就職について離職後の届出は不要です。

Q 1 離職時には管理職職員ではない場合は？

A 一度でも管理職職員であったことがあれば、離職後2年間は届出が必要です。

Q 2 離職後に、2回以上再就職する場合は？

A 離職後2年間に複数回再就職する場合も、基本的に全て届出が必要です。

Q 3 法人Aに再就職すると同時に、関連法人Bの地位も兼務する場合は？

A 法人A、法人B両方への再就職について、それぞれ届出が必要です。

Q 4 従業員として再就職した法人の中で、役員に地位が変わった場合は？

A 離職後2年間のうちに、労働契約や委任契約を新たに締結して、再度同じ法人の他の地位に就くこととなった場合は、新たに届出が必要です。

Q 5 離職後に、国や地方公共団体の公務員になる場合は？

A 以下の場合を除き、届出が必要です。

- ・ 人事交流の一環として特別職国家公務員や地方公務員になる場合
- ・ 再任用職員となる場合
- ・ 出身府省の顧問等になる場合

Q 6 正社員や正規職員以外の地位（顧問、非常勤役員、パート、アルバイトなど）に就く場合は？

A 届出が必要です。

Q 7 フリーランスとして活動する場合は？

A 報酬の額が一年間で103万円を超える見込みであれば、届出が必要です。

Q 8 管理職職員を定年退職後に、再任用職員を経て離職・再就職した場合は？

A 定年退職日から2年間の再就職について、届出が必要です（なお、再任用職員の期間に一度でも管理職職員であったことがあれば、再任用職員でなくなった日から2年間の再就職について、届出が必要です。）。

Q 9 民間企業等から任期を付して管理職職員となった後に、離職して民間企業等に再就職した場合は？

A 管理職職員となる前に所属していた民間企業等に再就職する場合を含めて、届出が必要です。